

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から43年3月まで

私は、20歳のころA市町村内で、住み込みで働いていたが、住所はB市町村（現在は、C市町村）になっていた。B市町村の実家に帰った時、郵便局の人に勧められて国民年金に加入した。その後、毎月の給料の一部を母親あてに送金し、その中から母親が国民年金保険料を払ってくれていたはずである。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できないので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時の住所はB市町村であり、B市町村に住む母親が申立期間の国民年金保険料を納付していた。」と主張しているところ、申立人に係るB市町村の国民年金被保険者名簿には、「36.7.12A市町村へ転出」と記載されている上、申立人に係るA市町村の国民年金被保険者名簿には、「職権転入 36.7.12」と記載されていることが確認できることから、申立期間に係る国民年金保険料の収納事務取扱市町村はA市町村であり、B市町村では納付することができない。

また、申立人は、「35歳のころに、このままでは年金が受給できなくなるから国民年金保険料を納付するようにと、A市町村から勸奨を受けたので、昭和51年度から保険料を納めたが、申立期間当時は、A市町村で保険料を納めたことはない。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の母親は既に死亡していることから、当時の保険料の納付状況について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から57年3月まで

私の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、母が56年4月に国民年金の加入手続きを行い、A市町村役場年金課（当時）の窓口で半年分ずつ2回に分けて現金で支払った。

申立期間が、国民年金保険料の納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年4月に払い出されており、A市町村（現在は、B市町村）保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る国民年金の加入届出日は同年4月18日であることが確認できることから、当該届出時点において、申立期間の一部である56年4月から同年12月までは時効により国民年金保険料を納付することができない期間に該当する上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことがわがわがせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「母が申立期間の国民年金保険料を、半年分ずつ2回に分けて納付した。」と主張しているところ、上記の被保険者名簿によると、昭和59年4月21日に昭和57年度分の保険料が、昭和59年8月13日に昭和58年度分の保険料がそれぞれ過年度納付されていることが確認でき、かつ、申立人及びその母親は、「保険料をまとめて納付したのは2回だけである。」と供述していることから、申立人は、当該過年度納付を申立期間の保険料納付と誤認していることが考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうがわがせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 25 日から 38 年 9 月ごろまで

私は、申立期間においてA社（現在は、B社）で勤務したが、社会保険事務所（当時）からの回答によると、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は無いとのことであった。

しかし、B社に確認したところ、私が勤務していたことを証明する書類は残っていないが、勤務していたのは確かである旨の回答を得たほか、当時、A社と一緒に勤務し、仕事の内容も同じであった妹には、厚生年金保険の被保険者記録があるのに、私には被保険者記録が無いのは納得できないので、調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の被保険者原票によると、申立人が記憶している複数の同僚の厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、これら同僚のうち一人は、「申立人は、昭和 34 年ごろから勤務していた。」と供述している上、当該事業所において昭和 38 年 5 月 10 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚が申立人を記憶していることから、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人、B社の現事業主及びA社において昭和 34 年 5 月に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚二人の供述によると、当該事業所の同年 6 月ごろの従業員は、60 人から 100 人ぐらいであったと推測できるところ、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同年 6 月 25 日時点における被保険者数は 30 人であることが確認できること、ii) 申立人及びその妹が、当時、当該事業所に同じ業務内容で勤務していたと記憶している同僚の厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、当該事業所

では、当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

また、申立人が社会保険関係の事務手続を担当していたと記憶している当時の事業主の妻は、申立期間当時、社会保険関係の事務手続については、外部委託していた旨供述しており、これらを行ったとされる者は既に死亡している上、B社では、当時のA社に係る資料は保管していない旨回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。